

ことしの

令和7年度

税制改正の ポイント

- 物価上昇局面における
税負担の調整及び就業調整への対応

(基礎控除及び給与所得控除の引上げ、特定親族特別控除の創設など)

- 中小企業経営強化税制の見直し等
- 電子帳簿等保存制度の見直し

その他主要改正事項を収録



改正解説
動画視聴
サービス
付き

はじめに

令和7年度の税制改正関連法案は、3月4日の衆院本会議で修正された後に参院に送付されるなどして、3月31日に可決・成立しました。修正協議の焦点は、いわゆる「103万円の壁」の見直しでした。改正前の基礎控除額48万円と給与所得控除額の最低保証額55万円の合計額103万円について、当初案ではそれぞれ58万円と65万円の合計123万円とされましたが、修正案により、それぞれ95万円と65万円の合計160万円となりました。

今年度の税制改正は、物価に負けない賃上げを定着させるために、賃金と物価の好循環や生産性の向上などが基本的な考え方とされています。

所得税では上述したとおり基礎控除の見直しが行われ、就業調整対策の観点から大学生年代の子等に係る新たな所得控除が創設されました。

そして、中小企業税制については、売上高100億円超を目指す成長意欲の高い中小企業の設備投資に対して、更なる税制上の措置が講じられました。

また、防衛力強化のための税制措置の開始時期は、法人税とたばこ税が令和8年4月1日からとする一方で所得税については決定が見送られました。

税制改正法案が国会で修正されたのは29年ぶりです。また、予算全体でみれば、参院送付後に高額療養費制度に関して再修正が行われるなど過去になかった経緯となっています。

本冊子は、令和7年度税制改正の内容を、図表やイラストを用いてわかりやすく解説しました。本冊子が経営者や資産家の方をはじめ、税務会計の実務に携わる方々のお役に立つことができれば幸甚です。

CONTENTS もくじ

I

法人課税

改正のポイント

- | | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直し | 4 |
| 2 | 中小企業投資促進税制の延長 | 5 |
| 3 | 中小企業経営強化税制の拡充 | 7 |
| 4 | リース取引に関する整備 | 11 |
| 5 | 防衛特別法人税の創設 | 12 |

II

個人所得課税

改正のポイント

- | | | |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応 | 15 |
| 2 | 子育て支援に関する政策税制 | 21 |
| 3 | 確定拠出年金制度等の見直しへの対応 | 24 |
| 4 | 退職所得控除の調整規定の見直し等 | 26 |
| 5 | その他の改正 | 28 |
| 6 | 法人にかかる税制改正で個人にも同様の税制改正があるもの | 29 |

III

相続税・贈与税

改正のポイント

- 1 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長 30
- 2 個人版事業承継税制の要件の見直し 31
- 3 法人版事業承継税制の要件の見直し 31
- 4 その他の改正 32

IV

消費課税

改正のポイント

- 1 輸出物品販売場制度の見直し 33
- 2 その他の改正 34

V

納税環境

改正のポイント

- 1 電子帳簿等保存制度の見直し 35
- 2 納税通知書等に係るeLTAX経由での送付 38

(注) 本冊子の内容は、令和7年4月1日現在の法令等、令和6年12月20日付の与党の「令和7年度税制改正大綱」及び令和6年12月27日に閣議決定された「令和7年度税制改正の大綱」等によりますが、以後の法令改正等にも十分ご留意ください。

I

法人課税

改正のポイント

1 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直し

(措法42の3の2、改所法等附39)

中小企業者の800万円までの所得に適用される軽減税率の特例は、平成20年のリーマン・ショックの際の経済対策として平成21年4月から講じられた時限措置です。今般、賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、適用期限が2年延長され令和9年3月31日までに開始する事業年度までとされた上で、極めて所得が高い中小企業者等に対して次の見直しが行われました。

①

所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17% (改正前: 15%) に引き上げられました。

②

適用対象法人の範囲から通算法人が除外されました。

(※) この引上げの対象となる法人の場合、法人税については最大16万円 ($800\text{万円} \times [17\% - 15\%]$) の負担増となります。



改正前

	区 分	本則税率	租税特別措置法 による税率
中小企業者等 (資本金1億円 以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	19%	15%



改正後

	区 分		本則税率	租税特別措置法 による税率
中小企業者等 (資本金1億円 以下の法人)	年800万円超の所得金額		23.2%	—
	年800万円 以下の 所得金額	所得の金額が年10億円 を超える事業年度	19%	17% (*)
		所得の金額が年10億円 以下の事業年度	19%	15% (*)

(*) 通算法人を除く

適用 関係

上記の改正は、令和7年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。(改所法等附39、1)

2

中小企業投資促進税制の延長

(措法42の6、措令27の6、改所法等附40)

中小企業投資促進税制（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除）について、対象者から除外されるみなし大企業の範囲が見直されるとともに、その適用期限が2年延長され、令和9年3月31日までに取得又は製作かつ事業供用した事業年度までとされました。

【参考：制度の概要〈中小企業投資促進税制〉】

対 象 者	青色申告書を提出する中小企業者等（資本金 1 億円以下の法人、農業協同組合等、商店街振興組合）
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、採石業、砂利採取業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業にあつては、生活衛生同業組合の組合員が行うものに限ります。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業、沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、情報通信業、損害保険代理業、不動産業、駐車場業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合（他に分類されないもの）及びサービス業（他に分類されないもの） （注）娯楽業（映画業を除きます。）は対象になりません。 また、性風俗関連特殊営業に該当する事業も対象となりません。
対象設備	・機械及び装置（1 台160万円以上） ・測定工具及び検査工具 （1 台120万以上、1 台30万円以上かつ複数合計120万円以上） ・一定のソフトウェア （一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上） ・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・内航船舶（取得価額の75％が対象）
措置内容	基準取得価額の30％の特別償却又は7％の税額控除 （税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限りです）
適用期限	令和7年3月31日までに取得等かつ事業供用した事業年度 ↓ 【改正後】延長 令和9年3月31日までに取得等かつ事業供用した事業年度

適用 関係

上記の改正は、中小企業者等が令和7年4月1日以後に取得又は製作をする特定機械装置等について適用されます。（改所法等附40、1）

III

個人所得課税

改正のポイント

1

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

(1) 基礎控除の見直し (所法86、203の3、措法41の16の2、措令26の27の2、措規19の10の2)

①

基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額が10万円引き上げられ58万円になりました。【当初案】

②

低所得者層のみならず中所得者層を含めて税負担を軽減する観点から、所得税の基礎控除の特例が創設されました。【修正案】

	合計所得金額	基礎控除額への加算額	特例の期間
イ	132万円以下	37万円	恒久的な措置
ロ	132万円超 336万円以下	30万円	令和7年分 及び 令和8年分 の措置
ハ	336万円超 489万円以下	10万円	
ニ	489万円超 655万円以下	5万円	

③

上記の見直しに伴い、公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置が講じられます。

適用 関係

上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用されます。給与所得者の年末調整においては、令和7年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年12月1日以後であるものについて適用されます。

また、上記の改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、その公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除きます。）の支払者から還付等をするための措置が講じられました。

給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用されます。

(改所法等附7、9～11、37の2、改措令附11、改措規附5)

II

個人所得課税

改正のポイント

〈令和7年・令和8年基礎控除一覧表〉

合計所得金額	改正前	改正後	
		当初案	修正案
132万円以下	48万円	58万円	95万円 恒久的措置
132万円超 336万円以下			88万円
336万円超 489万円以下			68万円
489万円超 655万円以下			63万円
655万円超 2,350万円以下		58万円	
2,350万円超 2,400万円以下		48万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円		
2,450万円超 2,500万円以下	16万円		
2,500万円超	0		

措法41の16の2
 所法86

(2) 給与所得控除の引上げ (所法28、別表二～五)

①	給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。 (注) 個人住民税についても同様です。
②	上記①の見直しに伴い、(イ) 給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)、(ロ) 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、(ハ) 年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置が講じられました。

〈給与所得控除額の表〉

改正前	給与等の収入金額	給与所得控除額
	1,625,000円まで	550,000円
	1,625,001円から 1,800,000円まで	収入金額×40%－100,000円
	1,800,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%＋80,000円
	3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%＋440,000円
	6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%＋1,100,000円
	8,500,001円以上	1,950,000円(上限)



改正後

給与等の収入金額	給与所得控除額
1,900,000円まで	650,000円
1,900,001円から 3,600,000円まで	収入金額×30%+80,000円
3,600,001円から 6,600,000円まで	収入金額×20%+440,000円
6,600,001円から 8,500,000円まで	収入金額×10%+1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円(上限)

適用
関係

上記の改正は、令和7年分以後の所得税及び令和8年度分以後の個人住民税について適用されます。なお、上記②(イ)の給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)及び(ロ)の賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等について、(ハ)の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等については、令和7年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年12月1日以後であるものについて適用されます。(改所法等附3、9)

◆「103万円の壁」はこう変わった！

基礎控除額及び給与所得控除額の引上げにより、収入が給与収入のみの人にとって「103万円の壁」といわれた所得税の支払が発生する境界線は、令和7年分から次のように変わりました。

	改正前	(参考) 当初改正案	改正後 (修正含む)
基礎控除額	48万円	58万円	95万円
給与所得控除額	55万円	65万円	65万円
合計 (いわゆる「壁」)	103万円	123万円	160万円

※ 住民税の基礎控除額について改正はありません。

(注) 「令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について」が国税庁から公表されています。

《留意点》

従業員が令和7年11月30日以前に出国や死亡した場合は改正前の制度に基づき年末調整をすることになります。

その場合、本人等が確定申告をすることにより新制度を適用することができます。

個人事業主等について、令和7年11月30日以前に準確定申告を行う場合は改正前の制度に基づきますが、12月1日から5年以内は改正後の制度に基づく更正の請求が認められています(通法23①、改所法等附37の2①③)。

(3) 特定親族特別控除の創設 (所法2、84の2、地法34 ほか)

- ① 居住者が特定親族（生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等〔その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限り、〕で控除対象扶養親族に該当しないもの）を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から次の控除額が控除されます。

(2)の給与所得控除の引上げと(3)の特定親族特別控除の創設の結果、例えば、大学生年代の子のアルバイト等の給与収入が150万円までであれば、その子の合計所得金額は85万円以下となり、その子の親は所得税において、特定扶養親族の扶養控除額と同額の63万円の控除を受けることができます。子の合計所得金額の増加に伴って控除額は逡減し、給与収入188万円を超えなくなるとなる仕組みです。

〈生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等がいる居住者（親）の控除額〉

	生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等		居住者（扶養者・通常は親）	
	合計所得金額	給与収入のみの場合の収入金額	所得税における控除額	住民税における控除額
A	58万円以下	123万円以下	63万円	45万円
B	58万円超 85万円以下	123万円超150万円以下	63万円	45万円
	85万円超 90万円以下	150万円超155万円以下	61万円	45万円
	90万円超 95万円以下	155万円超160万円以下	51万円	45万円
	95万円超100万円以下	160万円超165万円以下	41万円	
	100万円超105万円以下	165万円超170万円以下	31万円	
	105万円超110万円以下	170万円超175万円以下	21万円	
	110万円超115万円以下	175万円超180万円以下	11万円	
	115万円超120万円以下	180万円超185万円以下	6万円	
	120万円超123万円以下	185万円超188万円以下	3万円	
	123万円超	188万円超	0（控除なし）	

A：特定扶養親族の扶養控除

B：特定親族特別控除

- ② 上記①の控除については、特定親族の合計所得金額が100万円以下の場合等には、給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用できるとされました。